

# 化学肥料及び節減対象農薬について

令和6年2月  
新潟県上越地域振興局

## 国特別栽培農産物表示ガイドラインでの定義

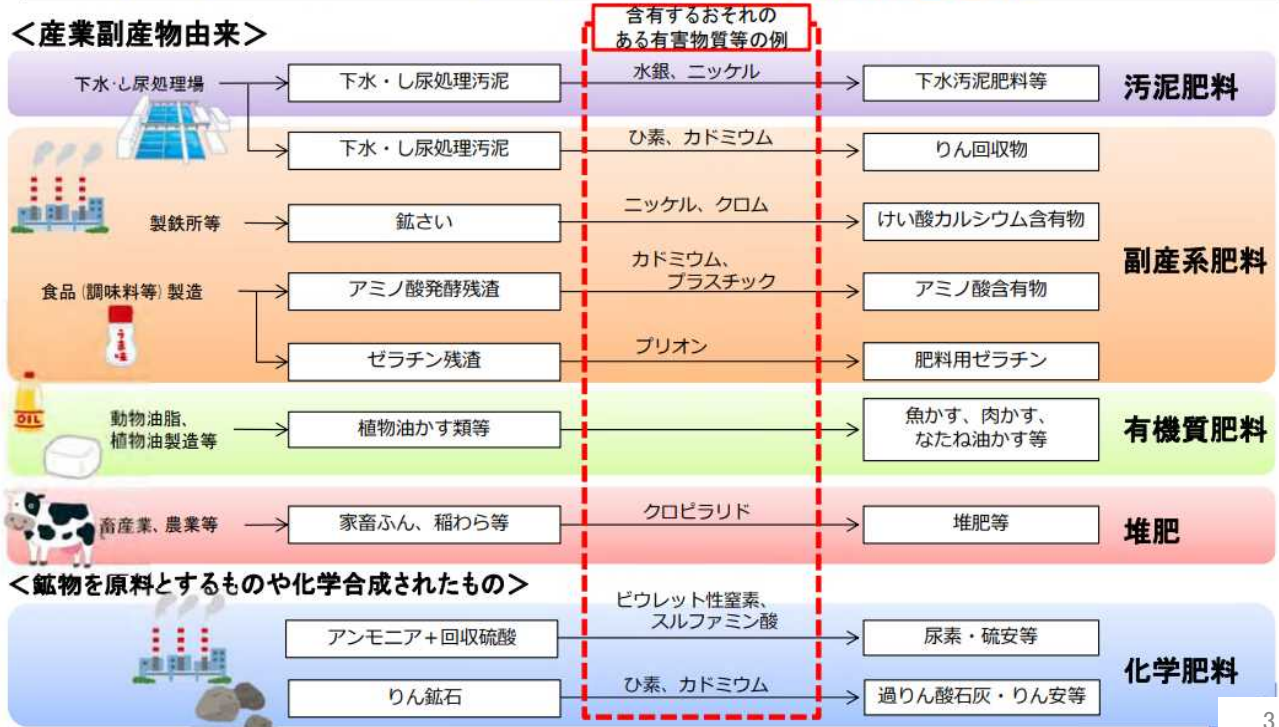
用語	定義(要点抜粋)
特別栽培農産物	1 当該農産物の生産過程等における節減対象農薬の使用回数が、慣行レベルの5割以下であること。 2 当該農産物の生産過程等において使用される化学肥料の窒素成分量が、慣行レベルの5割以下であること
化学肥料	肥料のうち化学合成されたものをいう
化学合成農薬	農薬のうち有効成分が化学合成されたものをいう。
節減対象農薬	化学合成農薬のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材の一に掲げる農薬を除くものをいう。

# 肥料の種類

※農水省作成「肥料制度の解説」から抜粋

- 肥料は、**鉱物**を原料とするものや**化学合成**されたものと、**産業副産物**を原料とするものに大別
- 鉱物の品位の低下が進んでいるほか、化学合成においても副産物が利用されるなど、産業副産物や廃棄物を原料として生産される肥料が多くなっており、**原料や有害物質の管理など安全確保が重要**

## <産業副産物由来>



3

# 普通肥料の公定規格

※農水省作成「肥料制度の解説」から抜粋

### 1. 窒素質肥料 (20)

単一化合物群 (18)
被覆窒素肥料
混合窒素肥料

### 2. リン酸質肥料 (13)

単一化合物群 (9)
溶成けい酸りん肥
加工りん酸肥料
被覆りん酸肥料
混合りん酸肥料
菌体りん酸肥料

### 3. 加里質肥料 (12)

単一化合物群 (10)
被覆加里肥料
混合加里肥料

### 4. 有機質肥料 (42)

単一有機質物 (40)
混合有機質肥料
副産
副産動植物質肥料 (副産植物質肥料、副産動物質肥料)

### 5. 副産肥料等 (5)

副産
副産肥料 (副産窒素肥料、副産りん酸肥料、副産加里肥料、副産複合肥料、副産苦土肥料(2)、副産マンガン肥料)
液状肥料 (液状副産窒素肥料、液状窒素肥料、液体りん酸肥料、液状複合肥料、液体副産Mn肥料、液体微量元素複合肥料)
家庭園芸用複合肥料
菌体肥料
吸着複合肥料

### 6. 複合肥料 (12)

単一
溶成複合肥料
りん酸マグネシウムアンモニウム
硝酸加里
りん酸加里
りん酸アンモニア
混合動物排せつ物複合肥料
混合堆肥複合肥料
混合汚泥複合肥料
配合肥料
化成肥料
被覆複合肥料
加工
成形複合肥料

### 7. 石灰質肥料 (7)

単一
単一化合物群 (4)
硫酸カルシウム
混合石灰肥料
副産石灰肥料

### 8. けい酸質肥料 (6)

単一化合物群 (6)
------------

### 9. 苦土質肥料 (9)

単一化合物群 (6)
加工苦土肥料
被覆苦土肥料
混合苦土肥料

### 10. マンガン質肥料 (5)

単一化合物群 (3)
加工マンガン肥料
混合マンガン肥料

### 11. ほう素質肥料 (4)

単一化合物群 (3)
加工ほう素肥料

### 12. 微量元素複合肥料 (2)

単一
溶成微量元素複合肥料
混合微量元素肥料

### 13. 汚泥肥料等 (3)

汚泥肥料
水産副産物発酵肥料
S及びその化合物

- 規格の大きくくり化：25規格→6規格
- 複数の有効期間がある規格の統合：34規格→17規格
- 新たな規格の創設：6規格増加

合計 140 規格

※令和5年10月1日時点

単一化合物群	副産系の肥料	混合した肥料	被覆した肥料	加工した肥料	汚泥肥料等
--------	--------	--------	--------	--------	-------

4

4

# 特殊肥料の種類

※農水省作成「肥料制度の解説」から抜粋

## 一 肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料

(イ) 次に掲げる肥料で粉末にしないもの

- 魚かす
- 干魚肥料
- 干蚕蛹
- 甲殻類質肥料
- 蒸製骨
- 蒸製てい角
- 肉かす
- 羊毛くず
- 牛毛くず
- 粗砕石灰石

(ロ)

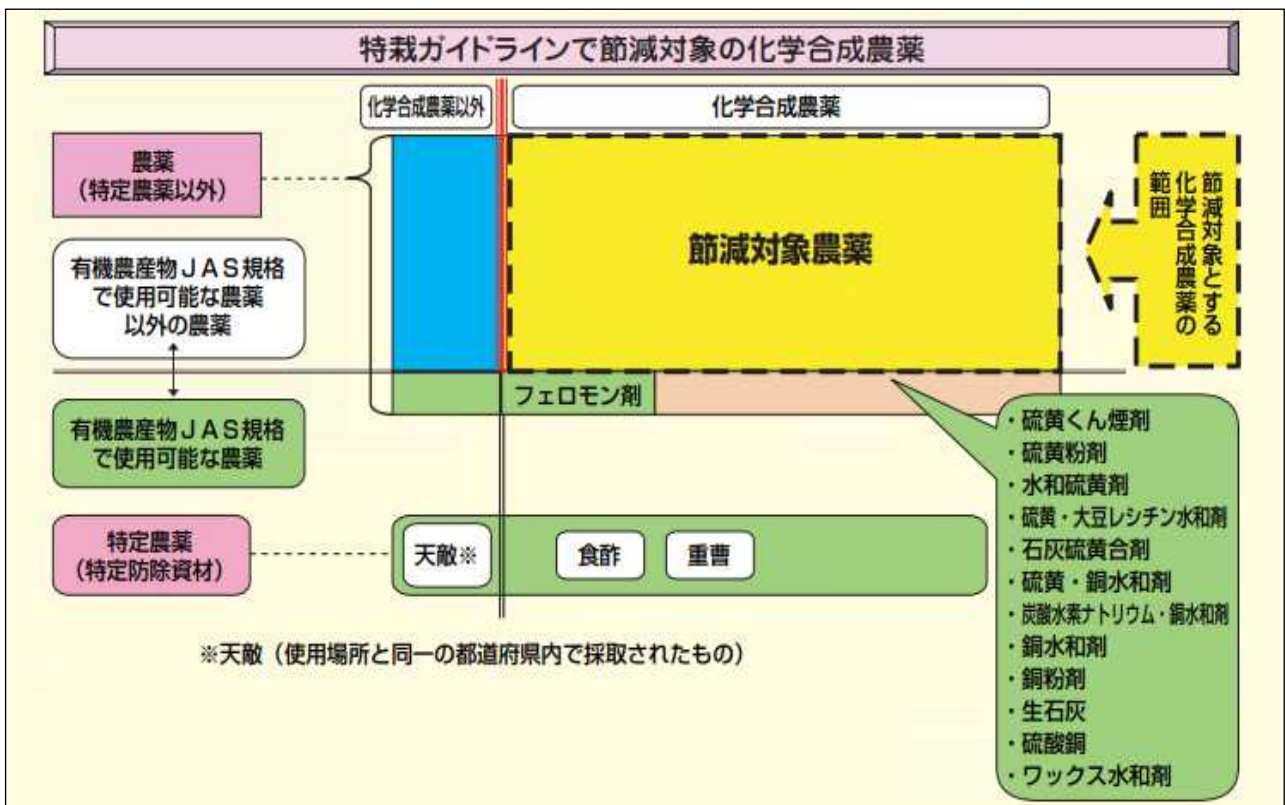
- 米ぬか
- 発酵米ぬか
- 発酵かす
- アミノ酸かす
- くず植物油かす及びその粉末
- 草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末
- 木の実油かす及びその粉末
- コーヒーかす
- くず大豆及びその粉末
- たばこくず肥料及びその粉末
- 乾燥藻及びその粉末
- 落棉分離かす肥料
- よもぎかす
- 草木灰
- くん炭肥料
- 骨炭粉末
- 骨灰
- セラツクかす
- にかわかす
- 魚鱗
- 家きん加工くず肥料

- 発酵乾ふん肥料
- 人ふん尿
- 動物の排せつ物
- 動物の排せつ物の焼灰
- 堆肥
- グアノ
- 発泡消火剤製造かす
- 貝殻肥料
- 貝化石粉末
- 製糖副産石灰
- 石灰処理肥料
- 含鉄物
- 微粉炭焼灰
- カルシウム肥料
- 石こう

(ハ)

- 専ら特殊肥料が原料として配合される肥料
- (混合特殊肥料)

## 特別栽培農産物における節減対象農薬とは



# 農薬登録の確認方法

農林水産省ホームページの「農薬の登録速報・検索システム」から、農薬の登録状況が確認できます。https://pesticide.maff.go.jp/

The screenshot shows the '農薬登録情報提供システム' (Pesticide Registration Information System) website. At the top, there is a navigation bar with 'TOP', '農薬名で探す', '作物名で探す', '病害虫で探す', '様々な項目から探す', and '有効成分で探す'. Below this is a green header with the system name. The main content area includes a description: '本システムは、農薬登録の情報を検索するためのシステムです。' (This system is a system for searching pesticide registration information.) Below the description are two columns of search options: '農薬登録情報' (Pesticide Registration Information) and '有効成分情報' (Active Ingredient Information). Under '農薬登録情報', there are three buttons: '農薬名で探す' (Search by Pesticide Name), '作物名で探す' (Search by Crop Name), and '病害虫で探す' (Search by Pest/Disease). Under '有効成分情報', there is one button: '有効成分で探す' (Search by Active Ingredient). At the bottom of the search options, there is a button: '様々な項目から探す' (Search from various items).

7

## 農薬登録で遵守が義務付けられている事項

- 適用作物以外に使用してはならない
- 使用量を守ること
- 使用濃度を守ること
- 使用時期を守ること
- 総使用回数を超えて使用しないこと



特別栽培農産物の生産に限らず確認が必要

8

表 節減対象農薬外とする農薬の一覧

農薬	節減対象外とする根拠		
	JAS 法 <sup>1</sup>	有機 JAS <sup>2</sup>	県確認 <sup>3</sup>
除虫菊乳剤及びピレトリン乳剤			
なたね油乳剤			
調合油乳剤			
マシン油エアゾル			
マシン油乳剤			
デンプン水和剤			
脂肪酸グリセリド乳剤			
メタルデヒド粒剤			
硫黄くん煙剤			
硫黄粉剤			
硫黄・銅水和剤			
水和硫黄剤			
石灰硫黄合剤			
シイタケ菌糸体抽出物液剤			
炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹			
炭酸水素ナトリウム・銅水和剤			
銅水和剤			
銅粉剤			
硫酸銅			
生石灰			
天敵等生物農薬（タラロマイセス フラバス水和剤含む）			
天敵等生物農薬・銅水和剤			
性フェロモン剤			
クロレラ抽出物液剤			
混合生薬抽出物液剤			
ワックス水和剤			
展着剤			
二酸化炭素くん蒸剤			
ケイソウ土粉剤			
食酢			
燐酸第二鉄粒剤			
炭酸カルシウム水和剤			
ミルベメクチン乳剤			

農薬	節減対象外とする根拠		
	JAS 法 <sup>1</sup>	有機 JAS <sup>2</sup>	県確認 <sup>3</sup>
炭酸水素カリウム水溶剤			
炭酸カルシウム水和剤			
ミルベメクチン乳剤			
ミルベメクチン水和剤			
スピノサド水和剤			
スピノサド粒剤			
還元澱粉糖化物液剤			
次亜塩素酸水			
ポリオキシシン水和剤			
ポリオキシシン水溶剤			
ポリオキシシン乳剤			
バリダマイシン液剤			
バリダマイシン粉剤			
カスミン粒剤			
カスミン粉剤			

注 1 農林物資の規格化等に関する法律施行令第 10 条第 1 号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材（平成 12 年 7 月 14 日農林水産省告示第 1005 号）

注 2 有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号）

注 3 上記資料に掲載されていない農薬であり、かつ本県において使用実績がある農薬の中から、化学合成でない農薬として本県が農薬製造者に確認したもの